

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 35 回食品表示部会

日時 : 2007 年 4 月 30 日 (月) ~ 5 月 4 日 (金)

場所 : オタワ (カナダ)

仮議題

1 .	議題の採択
2 .	部会に付託された事項
a)	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
b)	FAO 及び WHO からの付託事項：食事、運動及び健康に関する世界的な戦略の実施について
3 .	コーデックス規格案における表示事項の検討
4 .	有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン
a)	付属書 2 の改訂案：表 3 (ステップ 7)
b)	付属書 2 の改訂原案：表 1 (チリ硝石) (ステップ 4)
c)	改訂原案：エチレンの追加 (ステップ 4)
5 .	遺伝子操作技術由来 / 遺伝子組換え食品及び原材料の表示
a)	包装食品の表示に関する一般規格の改正案 (遺伝子操作技術由来 / 遺伝子組換え食品の表示に関する勧告案) : 定義 (ステップ 7)
b)	遺伝子操作技術由来 / 遺伝子組換え食品及び原材料の表示に関するガイドライン原案：表示規定 (ステップ 4)
6 .	包装食品の表示に関する一般規格の改正原案：原材料の量に関する表示 (ステップ 4)
7 .	栄養及び健康強調表示に関連する広告の定義原案 (ステップ 4)
8 .	規格化された食品の一般名称の他の食品への使用に関する討議資料
9 .	その他の事項及び今後の作業並びに次回会合の日程及び開催地
10 .	報告書の採択

標記会合に先立ち、2007 年 4 月 28 (土) に「包装食品の表示に関する一般規格の改正原案：原材料の量に関する表示」に関する作業部会、2007 年 4 月 29 日 (日) に「有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン」に関する作業部会が開催される予定。

第 35 回食品表示部会（CCFL）の主な検討議題

日時：2007 年 4 月 30 日（月）～5 月 4 日（金）

場所：オタワ（カナダ）

主要議題の検討内容

議題 4 有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン： （ステップ 7 及びステップ 4）

「有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン」(GL 32-1999, Rev. 1-2001) の付属書 2 に関し、食品添加物部会での作業（コーデックス食品添加物一般規格（GSFA）の改訂）の反映による使用可能な食品添加物リストの改訂（ステップ 7）、肥料としてのチリ硝石の追加（ステップ 4）及びキウイフルーツ等の追熟目的のエチレンの追加（ステップ 4）の検討を行うこととなっている。部会に先立ち、4 月 29 日（日）に作業部会が開催される予定となっている。

我が国としては、食品添加物リストの改訂が GSFA の改訂を反映したものになるよう、また資材追加についてはガイドライン第 5 章で示されている資材追加の基準と整合性の取れたものとなるよう対応したい。

議題 5 b) 遺伝子操作技術由来 / 遺伝子組換え食品及び原材料の表示に関するガイドライン原案：表示規定（ステップ 4）

本ガイドライン策定については、1993 年以降議論してきているものである。

前回の第 34 回の部会では、議長から何年にも亘り議論しているが合意が得られないとして作業の中止又は中断が提案され、米国、アルゼンチン他数力国が賛同したが、ノルウェーが再度作業部会を立ち上げて検討を継続することを提案し、これを EC、我が国を含め多くの国が支持し、最終的に作業を続ける合意が得られた。作業部会は、本年 2 月にノルウェーにおいて開催され、25 の国・機関が参加したが、各国の表示制度の多様性については理解が深まったものの、各国間の意見の対立が狭まることはなく、議論に進展は見られなかった。

我が国としては、従来より、ガイドライン策定に関してコンセンサス形成を目指して努力すべきとの観点から対応してきたところであり、我が国の表示制度との整合性にも留意しつつ対応したい。

また、第 33 回食品表示部会で提案された「消費者の健康や安全に関連する情報の義務表示」と「生産方法（遺伝子組換えを用いていること）に係る任意表示」の二つに分けることが議論の対象となった場合、「生産方法に係る任意表示」の内容が、各国の判断により表示を義務づけることができるという意味での「任意」であれば、受け入れる方向で対応したい。

議題 6 包装食品の表示に関する一般規格の改正原案：原材料の量に関する表示（ステップ 4）

第 28 回部会(2000 年)より IACFO(International Association of Consumer Food Organizations) の勧告を基に「包装食品の表示に関する一般規格」(Codex Stan 1-1985(Rev. 1-1991)) の「原材料の量に関する表示」(5.1) について、表示対象の拡大を検討している。

我が国としては、原材料の量（使用割合）に関する表示は消費者への情報提供の観点から重要であるが、ある原材料の表示が強調されているか否かは各国が規定すべきであるとの方針で対応したい。

議題 7 栄養及び健康強調表示に関連する広告の定義原案（ステップ 4）

第 29 回総会（2006 年）において、栄養及び健康強調表示に関連する広告のための定義を作成することが新規作業として承認された。

我が国は、これまで、栄養・健康に関する虚偽誇大広告から消費者を保護する観点から、栄養・健康強調表示の範囲に限定して、本部会が広告の定義を議論することの有用性を主張してきたところである。今回、カナダから提案されている広告の定義原案は、我が国の栄養・健康強調表示に関連する広告に対する考え方と概ね合致する内容であることから、基本的に本原案を支持する方向で、我が国の状況を考慮しつつ対応したい。